	(1)
質問項目	中小企業への重点政策について
質問内容	経済の持続的・安定的発展には、多くの国民や中小企業が景気回復の実感がもてる状況を生み出す必要があります。そのためには、中小企業憲章に示された「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である」という理念を軸にした政策実行が重要と考えます。貴党の考える中小企業に対する重点政策についてお聞かせ下さい。
日本共産党	日本共産党は参院選で、中小企業を日本経済の根幹にふさわしく振興すべきだと訴えています。具体的には、大企業と中小企業との公正なルールを確立し、中小企業で働く人の賃金格差をなくす、中小企業全体を視野に入れた振興・支援策に転換し、国の中小企業予算を1兆円に増額します。日本共産党は中小企業の振興のためにも、「アベノミクス」をストップし、格差をただし、経済に民主主義を確立する必要があると考えます。具体的には「3つのチェンジ」―①消費税10%増税はきっぱり断念し、富裕層と大企業への優遇税制をやめ、応分の負担を求める、税金の集め方のチェンジ②大軍拡や大型開発などの無駄づかいを社会保障や子育て優先に改める、税金の使い方のチェンジ③社会保険料減免や賃金助成で中小企業の賃上げに本格的な支援を行う、働き方のチェンジ―提起しています。また、TPP協定断固反対、農林水産業振興、再生可能エネルギー大幅導入をめざします。
民 進 党	地域雇用を担っている中小企業を応援するため、正規雇用を増やした際の社会保険料の事業主負担の2分の1相当額を助成する。 また、中小企業を支援する税制(消費税対策、欠損金繰越期間の延長、印紙税の廃止、事業継承など)の強化・改善、中小企業の代表者本人以外の第三者連帯保証の禁止、無担保・無保証融資制度の推進などを通じ、中小企業の資金繰りを徹底的に支援する。とくに、外形標準課税の中小企業への適用拡大には反対する。
公 明 党	これまで大企業との取引で不利な立場にある中小企業への支援を政府に強く迫り、着実に前進させました。具体的な成果として「価格交渉サポート事業」が、本年6月に開始。賃金上昇を促すための中小企業の取引条件の改善に、より一層取り組んでいきます。同5月にはわが党が強く推進した、「中小企業等経営強化法」が成立。経営計画の策定を条件に、中小企業が新たに購入する設備にかかる固定資産税を3年間半減する特例を設けるのが柱で、減税を呼び水に、中小企業に経営の改善やIT技術の活用などを促します。同法は8月下旬までに施行予定。中小企業の革新的な新商品やサービス開発、生産性向上への設備投資を支援する「ものづくり補助金」は、公明党の強い訴えで、2012年度から15年度の補正予算で毎年度1,000億円以上を確保。同補助金の拡充に取り組みます。また、停滞する消費マインドを転換するために、プレミアム付き商品券・旅行券の発行を推進していきます。
自由民主党	起業を活性化させ、地域の強みや魅力を活かした商品開発や販路開拓、優秀な人材の取り込み、事業の再生と承継、コミュニティを支える商店街の自立を積極的に支援する。 下請企業の適正な収益を確保するため、下請ガイドラインの周知・改訂等を図るとともに、独禁法や下請代金法の運用の徹底・強化を図り、不当行為の取締りを進める。 設備投資促進のため、固定資産税の軽減措置等を講じる。その際、簡素な手続きとし、支援機関によるサポートを充実する。 金融機関が、「ひと手間かけて育てる」金融の機能を十分に発揮できるよう、借り手側からの意見も聞きながら、経営者保証に依存しない資金繰りの徹底を図るとともに、信用保証制度の見直しなどを進める。 地域の支援機関や専門家、よろず支援拠点などを通じて「ものづくり・商業・サービス補助金」や「持続化補助金」などの施策を地域の隅々まで行き渡らせ、ローカルアベノミクスの実現を図る。
社会民主党	社民党は、大企業の収益向上をトリクルダウンさせるというアベノミクスを転換し、中小企業を底上げする政策へと転換します。安倍政権は、補正予算ではアベノミクスの失敗を覆い隠すかのように、中小企業予算を増額しますが、社民党は当初予算・一般会計において恒久的に中小企業支援予算を拡充すべきと考えます。中小企業への課税強化に反対し、中小企業の法人税率(現行19%、租税特別措置により15%に軽減)を恒久的に11%に引き下げます。公正な下請取引を実現するため、原材料費などの価格転嫁が困難な中小企業への、大企業による一方的な下請け単価の決定や不当廉売・優越的地位の濫用などに対して、匿名による告発システムの導入や自治体による巡回調査など監督機能を強化します。「連帯保証」「個人保証」の要らない融資制度や、事業継承のための支援策を拡充します。

	※質問については各400字以内でお願いしました。一到看順に上段より掲載一
質問	(2)
項目	外形標準課税の適用拡大について
質問內容	依然として誤った中小企業観を念頭に置いた税制議論が政府税制調査会では行われていると聞き及びます。中小企業の社会における貢献(雇用、従業員給与からの所得税、社会保険料の負担割合等)を無視し、中小企業憲章の理念に反する税制改正が行われれば、国民経済を支える中小企業経営、さらには国民生活そのものをさらなる困難に陥れるものとなることは間違いありません。とりわけ外形標準課税の適用範囲拡大は、中小企業をめぐる税制のなかでも大きな問題です。この税制は、中小企業に過度な負担をもたらすだけでなく、雇用や賃金の抑制を引き起こしかねず、国民経済そのものに大きなマイナスの影響を与えます。外形標準課税の適用拡大に関する、貴党の考えをお聞かせ下さい。
日本共産党	中小企業は日本の雇用の7割を支え、約12兆円にのぼる社会保険料を負担し、従業員に支払う賃金から発生する所得課税は約3兆円にのぼるなど、日本経済の根幹の役割を果たしています。しかし外形標準課税の適用拡大で、赤字企業4800社が平均300万円の負担増となり、所得1億円以下の6000社も平均300万円の負担増になります。課税対象の大半が給与部分に課せられる仕組みなので、企業が人を雇うほど、正社員化すればするほど増税されることになり、賃金抑制や非正規雇用化がすすみ、不況が加速する危険があります。一方、所得10億円超の大企業は平均6700万円もの減税になります。大企業減税の財源確保のために赤字の中小企業まで狙い撃ちにする税制改悪は許されません。この間行われた改悪についても、もとに戻すべきです。日本共産党は、税金は負担する能力に応じて支払うという、「応能負担」の原則をつらぬく税制改革を提起しています。
民進党	雇用の維持・拡大、中小企業の育成・発展に悪影響を与える「外形標準課税の拡大」や「中小法人15%軽減税率見直し」などを、法人実効税率引き下げの代替財源とすることは、成長戦略に反し本末転倒である。
公 明 党	昨年12月、自民党と公明党で2016年度税制改正大綱をとりまとめ、中小企業への支援を手厚くしました。今回の大綱で法人実行税率の引き下げの財源として、資本金1億円を超える法人を対象に赤字企業にも課税する「外形標準課税」の拡大などで確保することが盛り込まれていますが、公明党の主張により、事業規模が一定以下の中堅企業で負担増となる場合の負担軽減措置を拡充しました。外形標準課税の対象のあり方について、「地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」と明記しました。 法人税改革により、中小企業への過度な負担増にならないよう、全力で取り組んでいきます。
自由民主党	平成28年度税制改正においては、外形標準課税の適用対象のあり方について、「地域経済、企業経営への影響を踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」こととしている。 中小企業への拡大については、①中小企業は、労働分配率が高く、付加価値額の約8割を賃金が占める中で、付加価値額に課税する外形標準課税は、賃金・最低賃金の引上げを図ろうとする中小企業に大きな影響を及ぼすこと、②財務基盤が脆弱であり、景気変動の影響を受けやすい中小企業にとって、外形標準課税の適用は景気悪化時の固定費を膨らませ、更に経営状況を悪化させる要因となる可能性があること、これらを考慮する必要がある。 アベノミクスの地域経済への拡大と賃上げに取り組む中小企業に対する支援を推進しているなか、外形標準課税の適用対象のあり方は、地域の経済や雇用・賃金への影響にも考慮しつつ、極めて「慎重」に検討されるべき課題と考える。
社会民主党	法人実効税率引き下げに伴う「代替財源」として、外形標準課税の拡大など、中小企業への課税を強化しようという動きに社民党は反対しています。また、中小企業を「社会の主役」と位置付ける中小企業憲章の理念をもとに、どんな問題も中小企業の立場で考える「シンク・スモール・ファースト」という観点から、大企業優遇税制から中小企業支援・育成税制への転換を訴えています。

	※質問については各400字以内でお願いしました。一到看順に上段より掲載一 (3)
質問項目	消費税について
質問内容	2017年4月に実施予定とされていた消費税の10%引き上げは、2019年10月まで延期となりましたが、現行の税制において、消費税は見解が分かれ、議論の的となり続けてきました。消費税について貴党の考えをお聞かせ下さい。
日本共産党	安倍首相は2度も、消費税10%増税の「先送り」に追い込まれました。消費税大増税路線は完全に行き詰まっています。消費税の増税は必ず消費を冷え込ませ、景気を悪化させます。消費税は低所得者ほど負担が重く、その増税は格差をいっそう拡大し、日本経済のゆがみをさらに広げます。5%、8%への増税のときにも、政府は「社会保障のため」と言いましたが、社会保障は悪くなるばかりでした。消費税増税を「先送り」しても、それを実施すれば、同じ誤りを繰り返すだけです。消費税10%への増税は、「先送り」実施でなく、きっぱり断念すべきです。社会保障の拡充や財政危機打開に必要な財源は、「消費税にたよらない別の道」で確保します。具体的には①富裕層や大企業への優遇をあらため、「能力に応じた負担」の原則をつらぬく税制改革をすすめる②大企業の内部留保の一部を活用し、国民の所得を増やす経済改革で税収を増やす—2つの改革を提案しています。
民 進 党	将来世代に負担を先送りしないためには、本来は消費税率を引き上げるべきだった。しかし、アベノミクスの失敗により、引き上げは再延期せざるを得ない状況になった。引き上げは2年延期すべきである。その際の条件は、①社会保障充実の予定通りの実施、②行政改革と身を切る改革の徹底、③2020年度基礎的財政収支の黒字化目標堅持、④高所得者優遇の軽減税率の中止・給付付き税額控除の実施の4つである。
公明党	2012年の3党合意に基づく「社会保障と税の一体改革」を前進させる中で、公明党は「軽減税率」を制度として確立し、導入の推進力になってきました。 軽減税率は消費税が抱える、所得が低い人ほど税の負担が重くなる「逆進性」、買い物のたびに負担を感じる「痛税感」を緩和する方法として最も優れています。また、個人消費の落ち込みを防ぐ効果も期待されます。消費税率引き上げと同時の軽減税率導入を総理も明言しており、円滑な実施に向け万全な準備をしていきます。 今般の消費税率引き上げの再延期に賛成した理由は大きく二つあります。一つは、世界経済が減速するリスクを回避すること。もう一つ、自公政権は3年半、経済再生、デフレ脱却を進め成果を上げてきたが、道半ばです。経済再生の流れを地方や中小企業、個人、家計に及ぼしていく必要があります。内需を腰折れさせかねない消費税率引き上げを延期し、その間に経済対策をより一層加速させていきます。
自由民主党	今般、わが国のデフレ脱却をより確実なものとするため、消費税率10%への引上げは延期し、2019年10月に行うこととなった。その間、成長に資する構造改革を加速するとともに、アベノミクスのエンジンをフル稼働する。また、赤字国債に頼ることなく安定財源を確保して可能な限り社会保障の充実を行う。 消費税については、全額、社会保障の財源とし、国民に還元することとしている。今後、少子高齢化により、現役世代が急なスピードで減っていく一方で、高齢者は増えていく。社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することとなる。特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考える。
社会民主党	社民党は、消費税率の引き上げについて、一時しのぎの「先送り」ではなく「中止」すべきと考えます。将来の増税が見込まれていては、節約志向となってしまい、消費の低迷から脱却することは困難です。 元来、中小企業に対する不公正な取引が温存され、価格転嫁が困難な構造が温存されてきました。そうした中で、アベノミクスによる急激な円安、ならびに2014年4月からの5%から8%への消費税増税にともない、中小企業の取引コストは増大し、更なる価格転嫁が困難な状況が生じていると認識しています。消費税を増税ないしは「先送り」にする状況にはありません。

	(4)
質問項目	「平和」について
質問内容	当会では、「日本経済の自主的・平和的繁栄を目指す」ことを理念に明示し、「平和のなかでこそ中小企業は繁栄することができる」ことを基本的考えとしています。昨年からの平和を巡る国民的議論の盛り上がりを受け、現在当会でも中小企業の見地から平和を考える取り組みを進めています。貴党の「平和」に関するお考えをお聞かせ下さい。
日本共産党	国民の大多数が憲法9条を「守るべきだ」と考えています。日本を「殺し、殺される」国にする、憲法違反の安保 関連法=戦争法の廃止は急務です。今日本に必要なのは9条にもとづく平和の外交戦略です。日本共産党は、①武力 行使の放棄や対話促進などを定めた北東アジア規模の「友好協力条約」の締結②北朝鮮問題に関する「6カ国協議」 で核・ミサイル・拉致など諸懸案の包括的解決を図り、これを北東アジアの平和と安定の枠組みに発展させる③領土 紛争に関する紛争問題は冷静な外交的解決に徹し、友好的な協議・交渉を通じて解決する行動規範を結ぶ④日本の侵 略戦争と植民地支配を反省し、歴史を偽造する逆流の台頭を許さない―「北東アジア平和協力構想」を提唱していま す。また、辺野古新基地建設の中止と普天間基地の無条件撤去、日米地位協定の抜本改正を求めるとともに、日米安 保条約を廃棄し、アメリカとは対等・平等の友好条約を結ぶよう提案しています。
民進党	現行憲法の「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の理念は、戦後70年間にわたり国民が大切に育んできたものであり、堅持しなければならない。このことを前提として、民進党は「新しい人権」や「統治機構改革」など時代の変化に対応した未来志向の憲法を国民とともに構想する。安倍政権は意図的・便宜的に憲法解釈を変更し、あいまいな要件で集団的自衛権の行使を認めた。このことは、憲法で国民が国家権力の行き過ぎに歯止めをかける立憲主義と、憲法9条の平和主義を揺るがすもので、絶対に認めることはできない。昨年成立した安保法制の白紙撤回を求めます。海外の紛争に武力をもって介入しない、それが憲法9条平和主義の根幹である。自民党の憲法改正草案のように9条を制約のない集団的自衛権の行使を憲法上認めることは許されない。民進党は平和主義を断固として守る。
公明党	公明党は結党以来、先の戦争に対する痛切な反省に立った歴史観の下で、「平和の党」として日本の平和国家としての歩みを支え、世界の恒久平和の実現、核兵器のない世界をめざし闘い抜いてきました。 平和安全法制の整備においては、憲法の枠内で「自衛の措置」(武力行使)の新3要件を盛り込み、自衛隊の武力行使は自国防衛に限定されるという歯止めをかけました。 また、わが党は中国や韓国等との対話、交流を続けてきました。昨秋山口代表は、中国、韓国の首脳と個別に会談し、安倍総理からの親書を手渡すとともに、首脳会談の開催を提案しました。これが契機となり、日中韓首脳会談が実現されるなど、外交面での関係改善に道筋をつけてきました。 「核兵器のない世界」に向けたオバマ米大統領の歴史的な広島訪問についても、米国の要人らとの対話を通し、実現を働き掛けてきました。 対話外交をさらに推し進め、「平和の党」としての役割を果たしていきます。
自由民主党	平和を愛する気持ち、そして戦争反対という思いは、どの政党も変わらない。従って、戦争に賛成か、反対か、それは争点ではない。平和を維持し、戦争を未然に防ぐとの「目的」は、各党ともに一致している。しかし、その「目的」を実現するための「手段」については、各党の考え方に大きな開きがある。 私たち自民党は、「戦争反対」と叫ぶだけでは他国の攻撃を防ぐことができないことはもちろん、外交交渉で全て解決することも不可能であると考える。一部野党は、「戦争反対、外交交渉で解決」のみを主張し、具体的にどのように他国の攻撃を防ぐか、何も示していない。自民党は政権与党として、実際に国民の命を守り抜く大きな責任を有しているからこそ、そのような無責任なことはできない。 従って、私たちは「抑止力」という考え方を最重視し、自衛隊の対処能力を高めつつ、日米同盟を強化することにより、他国の攻撃を未然に防ぐ仕組みを真剣につくっていく。わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、今回の平和安全法制の施行により、戦争を未然に防ぐとともに、国民の命と平和な暮らし、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜く体制が一層強固になったものと考えている。
社会民主党	日本国憲法の「平和主義」「国民主権」「基本的人権の尊重」の三原則を遵守し、憲法理念の具体化のための法整備や政策提起をすすめます。平和憲法を変えさせません。 集団的自衛権の行使を容認した「7・1閣議決定」を撤回し、「戦争法」を廃止します。 平和憲法の理念に基づく安全保障政策を実現するために、「平和創造基本法」を制定します。自衛隊の活動を「専守防衛」の水準に引き戻します。民間人である船員を予備自衛官補として活用する制度の創設など、事実上の徴用の拡大に断固反対します。 沖縄県民の民意を無視する辺野古新基地建設に反対します。普天間飛行場の閉鎖・撤去と、県内への移設の断念を求めます。在日米軍再編合意については、米国との再交渉を求めます。将来的に駐沖縄海兵隊の全面撤退を求めます。 核廃絶に向け全力で努力します。核兵器の違法化、禁止条約の制定をめざします。「非核三原則」の法制化をめざします。

	(5)
質問項目	中小企業憲章の国会決議について
質問内容	当会は、中小企業憲章を現在の閣議決定に留めず、国民の総意である国会決議を行うことが重要と考えています。このことについて、貴党の考えをお聞かせ下さい。
日本共産党	中小企業・自営業者は、製造、建設、小売り、サービスなどあらゆる分野で大きな役割を果たし、雇用の最大の担い手であり、日本経済の根幹というべき重要な存在です。さらに、①短期的な利益よりも雇用や社会貢献を重視する②利益を地域に還元し、域内循環の中核を担う③高いモノづくり技術をもつ経済・文化資源である④地域に根差して社会的責任を果たすなど多彩な役割を果たしています。貴会をはじめとした中小企業団体の運動で閣議決定された中小企業憲章を、国会決議し、現実の予算や施策に活かすべきだと考えます。具体的には、①小規模企業重視の方向に国の経済政策を転換させ、省庁横断的な「中小企業政策会議」をつくるなど、中小企業の声が国政に反映される仕組みをつくる②県や名古屋市で策定された「中小企業振興条例」を各地で制定し、全事業所実態調査を行い、地域独自の活性化策をすすめることです。同時に、中小企業基本法抜本的見直しも必要です。
民進党	旧民主党政権で中小企業憲章が閣議決定されたことを出発点とする。同憲章について、国民の総意である国会決議を行うべきと民進党は考える。 産業・雇用の中核的な役割を担う地位の中小企業を育てるため、内閣に中小企業担当大臣を置き、中小企業憲章の理念を実践するとともに、中小企業憲章をより前進させることを前向きに検討していくべきである。
公明党	これまでに中小企業家同友会全国協議会より、同趣旨のご要望をお受けしており、従前より取り組んできております。ご要望の趣旨に沿いますよう全力で取り組んでいきます。
自由民主党	中小企業憲章に関して、わが党は、政府と一体となり、憲章に示された行動指針に沿った形で具体的な支援策を策定し、遅滞なく実施することが、まずは重要と考えている。 政権交代後も、憲章の精神を踏まえつつ、矢継ぎ早に、小規模企業活性化法(平成25年)、小規模企業振興基本法(平成26年)、中小企業等経営強化法(平成28年)を成立させており、時代に合わせながら、支援の枠組みの見直しを進めてきた。 特に、今年成立した「中小企業等経営強化法」では、「本業」の経営力の強化に向けた計画認定とともに、設備投資を促進する措置として初めて固定資産税の軽減措置が盛り込まれた。 中小企業・小規模事業者はわが国企業の99.7%、雇用の約7割を担う重要な存在であり、中小企業・小規模事業者向け政策にあたっては、中小企業憲章を踏まえ、高い戦略性をもって、各省の連携を進め、支援措置の充実を図ってまいりたい。
社会民主党	「中小企業憲章」を国民の総意とすべく、社民党は引き続き国会決議をめざし尽力しています。その前提は、やはり大企業を中心とした社会構造を転換するためです。「憲章」の国会決議により、中小企業を「社会の主役」と位置付け、アベノミクス(トリクルダウン)ではなくボトムアップ型の経済構造に転換していきます。